

指定管理者審査基準

選定項目(規則で定める選定基準)	審査項目		審査のポイント	配点
施設の設置目的の確実な実施が見込まれること	施設の設置目的の確実な実施		・施設の設置目的と応募者が提案した管理運営方針は一致しているか ・事業計画の実現可能性はあるか ・収入、支出の積算と事業計画の整合性はあるか	10
施設の平等利用が確保されていること	施設の平等利用の確保		・生活弱者等への配慮がなされているか ・一部の者に対して不当に利用を制限し、又は不当に優遇するものではないか	適・否 確保されないと認められる場合は失格
施設の効用のを最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること	サービスの向上	利用者サービスの向上	・利用者へのサービス向上はどれだけ期待できるか ・利用者の意見を反映する取組はどれだけ充実しているか ・自主事業の提案は県の意図した企画となっているか ・開閉日、開閉時間等は、利用者に配慮したものとなっているか	15
		施設の利用促進	・利用者の増加はどれだけ期待できるか ・施設の広報計画はどれだけ充実しているか	15
		関係機関との連携	・介護、福祉、医療及び建築等の機関等との協力体制の構築が期待できるか	10
		管理経費の縮減	次の計算方法により算出する 申請者の点数 ＝ (a)／(b)×配点 ・(a): 申請者間における、提示された県委託費収入の最低額 ・(b): 申請者が提示した県委託費収入の額 ・得点の小数点以下は切捨て ・25点を超える場合は、25点とする	25
事業計画に沿った管理を行う能力を有していること	人的能力(職員体制等)		・職員体制は十分か ・職員の資質は十分か	適・否 確保されないと認められる場合は失格
	事故・災害時の対応体制		・事故及び災害時の対応体制は十分か ・個人情報の管理体制は十分か	10
	経理的基盤		・応募者の財務状況は健全か ・金融機関、出資者の支援体制は十分か	適・否 確保されないと認められる場合は失格
	県内発注の考え方		・再委託をするときに県内企業を優先するのか ・県内企業から優先的に発注するのか	15
計				100